



国海査第 67 号の 4
平成 26 年 5 月 29 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 園田 敏彦



バラスト水管理システムに係る証明事項の変更に伴うバラスト水管理システム施行前試験
合格証明書の交付について

「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」(未発効)に定めるバラスト水管理システムの主管庁による承認手続き(IMO G8 Guideline)に関し、我が国では条約発効前の対応措置として、「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約(仮訳)に規定されるバラスト水管理システムに係る承認制度の運用について」(平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海査第 345 号)によりバラスト水管理システム施行前試験基準及びバラスト水管理システム施行前試験等実施要領を定めたところです。

下記の製造者が製造するバラスト水管理システムにつき、平成 24 年 5 月 30 日付けでバラスト水管理システム施行前試験等実施要領の規定に基づくバラスト水管理システム施行前試験合格証明書を交付し、その後、生物殺滅性能に影響を及ぼすことのない仕様変更により平成 25 年 6 月 26 日に当該証明書の書換をおこなったところでありますが、このたび、平成 25 年 12 月 11 日付けで下記のとおり変更申請され、バラスト水管理システム施行前試験合格証明書を交付したので通知いたします。

貴会会員各位への周知をお願い致します。

記

証明書番号:	第 6 号
製造者の名称:	株式会社クラレ
製造者の住所:	東京都千代田区大手町 1-1-3
型式の名称:	MICROFADE BWMS
定格処理能力:	125~4000 m ³ /h
変更の内容:	①フィルターにおける CIP(定置洗浄)工程のオプション化 ②薬剤注入ユニットの機種を追加 ③薬剤タンク用冷却装置の標準仕様化 ④塩素ガスセンサーの機種を追加 ⑤残留塩素濃度センサーの機種を追加 ⑥メインコントロールユニットにおける仕様の追加



7A